

氏名(本籍)	た　だ　まさ　よ 多　田　昌　代(千　葉　県)
学位の種類	博　士(教　育　学)
学位記番号	博　甲　第　3040　号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	心身障害学研究科
学位論文題目	発達障害児の支援における確立操作の応用可能性に関する検討 —好みのアセスメントに基づく機能的な行動連鎖の選択—
主査	筑波大学教授　　博士(心身障害学)　前川久男
副査	筑波大学助教授　　　　　　　　　　　　　　　加藤元繁
副査	筑波大学助教授　　博士(教育学)　　園山繁樹
副査	筑波大学教授　　医学博士　　　　　　　小玉正博

## 論文の内容の要旨

### 【問題と目的】

自閉症児を始め社会的相互作用やコミュニケーションへの抵抗が強い子どもたちには、指導に際して「動機づけ」を高める配慮が必須となる(Koegel & Johnson, 1989)。応用行動分析学はこれらの子どもたちへの介入に著しい成果をあげているが、言語指導の領域では「要となる反応訓練」(pivotal response training; Koegel, O'Dell, & Koegel, 1987), 「フリーオペラント法」(佐久間, 1988), 模倣指導の領域では「機能的反応」(functional response; Guess, Sailor, & Baer, 1978) などの方法論が確立されている。しかし、いずれの技法も動機づけが高まる機序は明らかにできておらず、定義や分析枠組みに関して詳細な検討が求められている。

近年, Michael (1982; 1988 1993) が提起した「確立操作」(establishing operation) の概念は、「ある事象の強化刺激としての効力を一時的に変化させる」という強化子の確立効果と、「過去にその強化刺激が随伴した行動の生起確率を一時的に変化させる」という喚起効果を持つ環境事象, 操作, 刺激事態であり, 動機づけに関わる変数そのものを扱えることで注目を集めている。

ところで, 確立操作の概念を用いた先行研究には「お使い技法」と「欠品充足技法」があるが, 年齢が高く, 障害も軽度の人々を対象としてきた。しかし, 指導者が恣意的に設定した課題に自発的に従事することが困難な自閉的傾向や重度の発達障害を有する子どもたちに確立操作として課題を設定する場合には, 対象児の好みのアセスメントが重要な変数となってくる。

確立操作の概念を行動形式に応用した先行研究は音声やサインによる要求行動を標的行動としてきたが, Sundberg (1993) は確立操作の概念は他の適切な行動の促進にも応用可能であると指摘しており, 標的行動の拡大の視点からもその応用可能性について検討する必要がある。以上のような問題から, 本研究は「ある課題遂行場面の設定」を確立操作とした上で, これに対象児の好みが及ぼす効果を検討することを第1の目的とし, さらに他者への注目・模倣行動を促進する確立操作の諸変数について検討したものである。

### 【研究方法と結果】

確立操作に影響を及ぼす変数として, 主に課題における対象児の好みとその喚起効果に及ぼす効果を検討するために研究1から5までの介入研究を行った。

研究1では、お使いの技法について、「御用学習」という課題遂行場面の設定が確立操作として各単位行動を喚起する条件に関して、自閉的傾向および知的障害を有する男児1名を対象に検討し、御用学習の各単位行動の遂行は、文脈がないときよりもあるときに、文脈がある場合でも刺激の必要性が高いときに、さらに刺激の必要性が高い場合でも遊びの好みが高いときに促されることが確認された。

研究2では、対象児の活動の好みを予めアセスメントした上で、御用学習場面を好みの活動の過程に設定する効果を検討した。対象は自閉症的傾向および知的障害を有する男児1名と、多動傾向および知的障害を有する男児1名で、活動が好みのものであるときに、その単位行動の遂行が促進されることが示された。

研究3では、お使いの技法について、物品を取りに行くよう指示する指導者の言語的教示と供給者による誤物品呈示が対象児の否定言語行動を喚起するための条件を検討した。その結果、文脈がないときよりもあるときに、また文脈があり好みが高いときに各単位行動の遂行は促され、誤物品呈示に明確な否定反応が生起することが明らかとなった。

研究4では、欠品充足技法において、場面から除去した物品に対する要求言語行動を喚起する条件に及ぼす好みの効果を、自閉的傾向および知的障害を有する男児1名について検討したが、要求言語行動のプロンプト・レベルは好みの課題において低かった。

研究5では、欠品充足技法を選択肢の交換要求を指導する機会として用いる効果を、呈示された選択肢を否定する行動の有無および獲得した行動の般化という点から検討し、般化の高い可能性が示唆された。

次に、確立操作によって喚起する行動の反応型を他者への注目・模倣行動とし、これを喚起するような課題遂行場面の検討を目的として、研究6から9までの介入研究を行った。

研究6では、どのような課題遂行場面を設定することが確立操作としてモデルへの注目・模倣行動を喚起するのかを、課題見本が除去され、遂行が困難になる条件と、独力では遂行困難な課題の設定の際の好みは行動に及ぼす効果について検討した。その結果、注目・模倣行動を喚起するような確立操作として、独力では遂行困難な課題を設定するという点と、その課題が対象児の好みであることが重要な変数であることが確認された。

研究7では、独力では遂行困難な課題の設定が、弁別刺激として当該課題の遂行を喚起するための要因を、課題そのものに対する好み以外の変数、すなわち教材に対象児の好みの刺激を用いる効果を自閉的傾向および知的障害を有する男児1名について検討した。また、研究8では課題の遂行に機能的な結果事象を随伴する効果を、自閉的傾向および知的障害を有する男児1名で、研究9では課題の呈示時に、完成した課題を呈示する効果を、自閉的傾向および知的障害を有する男児2名について検討した。研究7、8、9で検討したいずれの要因も、その標的行動の生起に高い効果を及ぼし、これらの要因は確立操作の喚起効果を促進する働きを持つことが明らかとなった。

#### 【まとめと今後の課題】

ある課題遂行場面の設定が確立操作として、その課題を遂行する上で必要となる事象の強化効果を高め、当該事象が結果事象として随伴するような行動を喚起する上で、課題に対する対象児の好みは大きな効果を持つことが確認された。また、独力では遂行困難で、なおかつ対象児の好みの課題を設定した場合に、同一課題を遂行するモデルへの注目・模倣行動が促進されることが示唆された。

確立操作の概念は様々な行動の促進に応用可能なことが示唆されたが、本研究では注目・模倣行動の促進にしか用いられておらず、今後の課題として喚起する行動の反応型をさらに拡大するとともに、また、そのためにはどのような課題遂行場面を設定すればよいのかを検討する必要性が指摘された。

また、本研究では確立操作を課題遂行場面の設定というように定義したために、分析枠組みとしては非常に狭く、さらなる枠組みの拡大が臨床的課題として指摘された。確立操作において対象児の好みを考慮する必要性が導かれたが、これまで応用研究の上では必ずしも考慮されてこなかったにせよ、確立操作の概念が理論上、要求

(言語) 行動の独立変数であることを考えれば、むしろ当然の結果であると考えられる。課題そのものを好みのものに変えるという以外に、課題の遂行を促進する要因を検討したが、確立操作として検討しなければならないのは、これらの好み以外の要因であるとの課題も残った。

本研究は臨床的視点から出発したものであるが、確立操作の概念が行動論的アプローチにお出る文脈あるいは動機づけといった、従来の三項随伴性では説明困難な変数を操作的に検討できる可能性を秘めており、先行条件の強化機能についての視点から確立操作を検討することが今後の重要課題となることも指摘された。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

発達障害児の指導において重要となる動機づけ要因を、外的環境の操作から分析可能とする確立操作 (establishing operation) の概念 (ある事象の強化刺激としての効力を一時的に変化させるという強化子の確立効果と過去にその強化刺激が随伴した行動の生起確率を一時的に変化させるという喚起効果を持つ環境事象, 操作, 刺激事態) から分析し、臨床指導に应用することを目的とした応用行動分析学に基づく論文である。「課題遂行場面の設定」を確立操作として位置付け、対象児の課題や教材に対する好みや文脈の有無などが課題遂行に影響を与えることを詳細に分析した。また独力で遂行できない課題設定がモデルへの注目、模倣行動を喚起することなどが示された。これらの結果は、確立操作の概念を様々な適切な行動の促進に応用可能であることを示唆するものであり臨床技法の確立に寄与する結果を得たものと考えられる。しかし注目、模倣行動という限られた適切な行動への適用であり、今後様々な行動に適用する操作の開発が求められる。

本研究は臨床的視点から出発したものであるが、確立操作の概念が行動論的アプローチにおける文脈あるいは動機づけといった、従来の三項随伴性では説明困難な変数を操作的に検討できる可能性を秘めていることを示したものであり、応用行動学におけるこの重要な研究課題にアプローチし貴重な知見を示した点で評価できる。

よって、著者は博士 (教育学) の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。